

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスとは、株主の権利を平等に保障し、企業としての継続性を担保するための枠組みであると考えております。このため、内部統制が日常活動に落とし込まれるよう組織制度の運営を図るとともに、リスク管理体制の充実を図っています。更に、企業理念や企業行動基準において、広くステークホルダーの権利・利益を尊重し、円滑な関係を構築して価値連鎖を創造することが当社の活動の原点であることを明示し、従業員への徹底に努めております。

機関設計の上では、監査役を設置しております。監査役を設置しておりますのは、相互牽制の働く健全な企業運営のためには監査役による専門的経営監視が行われることが望ましいとの考え方によるもので、監査役は、会計監査人と連携しながら、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。取締役会は、法令及び定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

今後も、経営の透明性及び健全性の確保並びにアカウンタビリティの明確化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を目指してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	67,490	60.73
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	5,771	5.19
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノトリティアー クライアンツ 613	2,631	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,835	1.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,415	1.27
ITCネットワーク社員持株会	1,209	1.09
クレディ スイス ルクセンブルグ エスエー デポジタリー バンク	1,149	1.03
ザ チェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	1,077	0.97
熊木 登	634	0.57
エイチエスピーシー ファンド サービスイズ クライアンツ アカウント 500 ピー	578	0.52

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	伊藤忠商事株式会社(上場:東京、大阪、名古屋、札幌、福岡)
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

□支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

伊藤忠商事株式会社は当社の支配株主であります。提出日現在の取引関係につきましては、一部の地方支社において事務所を賃借しておりますが、取引金額は微小であり、社会通念に照らし公正妥当な取引を行っております。

当社は、「ITCN企業行動基準」において、全ての取引先と公正な取引を行うことを定め、コンプライアンス委員会を中心に周知徹底を図るとともに、顧問弁護士や監査役監査、内部監査による定期的なチェックを行っております。

□親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等

当社は、親会社である伊藤忠商事株式会社の従業員より社外取締役1名、社外監査役1名を招聘していますが、経営の独立性は高く保たれており、全ての株主にとって最善の利益となるように経営判断を行っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
新宮 達史	他の会社の出身者	○			○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
新宮 達史	親会社の従業員並びに他会社(兄弟会社を含む)の取締役及び監査役	情報関連会社の役員を歴任されており、その経営者としての優れた見識を当社経営に活かして頂くため

その他社外取締役の主な活動に関する事項

前社外取締役の高田 和昭氏は、平成19年度に16回開催された全ての取締役会に出席し活発に意見を述べております。新宮 達史氏は平成20年6月に就任いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人とは、会議や電話等により、頻繁に意見交換や情報聴取を行っております。会計監査人による在庫実査等に監査役が立ち会う場合もあります。

監査役と内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、内部監査部による監査計画の立案にあたって協議を受け、また内部監査部から社長への報告に陪席し内部監査結果の伝達を受けております。日常的にも内部監査部と連絡を取り合い、内部監査状況を把握しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
遠藤 隆	弁護士				○					
大滝 史博	公認会計士				○				○	
浅倉 靖	他の会社の出身者	○			○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
遠藤 隆	弁護士	法務の専門的見地からの経営監視を行うて頂くため
大滝 史博	公認会計士	会計の専門的見地からの経営監視を行うて頂くため
浅倉 靖	親会社の従業員並びに他会社(兄弟会社を含む)の取締役及び監査役	伊藤忠商事グループ企業の監査役を歴任され、その経験を当社の経営監視に活かして頂くため

その他社外監査役の主な活動に関する事項

平成19年度において、監査役会は15回開催いたしました。その時点の在任監査役全員が出席しております。また、緊急の所要で出席がなかった場合(遠藤氏は1回、大滝氏は2回)を除いて、取締役会に出席し、意見を述べております。浅倉 靖氏は平成20年6月に就任いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

平成18年3月期より、従来利益処分として支払っていた賞与を業績連動報酬として支給することとしております。当該報酬は当期純利益の計画達成率等の業績指標から月額報酬額への乗数を求める算式によって求められ、支給の決定は株主総会の決議によります。ストックオプションは平成17年4月11日にその時点の常勤取締役及び全従業員に付与されました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

平成17年4月11日の臨時株主総会において、同年4月1日に在任する当社の常勤取締役並びに同日に在籍する当社及びその時点での子会社の社員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが特別決議されております。付与対象者の経営意識の高揚及びインセンティブの一環として付与したものであります。行使による払込金額は1株あたり170,000円(資本組入額は85,000円)であり、行使可能な期間は平成19年4月11日から平成23年3月10日までとなっております。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成20年3月期においては、固定報酬として社内取締役4名に88,738千円、業績連動報酬(賞与)として社内取締役4名に23,039千円を支給いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役のサポートは、経営企画部において取締役会資料を事前配布することにより行っております。社外監査役については、常勤監査役が監査役会開催時のほか、随時監査に必要な情報を提供しています。監査役を補佐する使用人は任命していませんが、監査役が求め

た場合には必要な要員が任命されること及び当該使用人の取締役からの独立について、取締役会において決議しております。
社外取締役・社外監査役ともに、業務の対価としての報酬水準は内規において定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

業務を熟知している取締役が重要な意思決定を迅速に行うことが効率的な経営に繋がるとの考え方から、取締役が業務執行にあたっております。加えて、業務執行に専念する執行役員を8名置いております。代表取締役の業務執行権限に属する事項のうち、全社的な経営方針・経営計画その他の重要事項については、常勤取締役及び部門長からなるマネジメント・コミッティが月2回開催され、代表取締役の諮問に応じております。同様にCSR・コミッティがあり、職場の安全(安全衛生委員会)・環境保護活動(環境委員会)・情報セキュリティ(情報セキュリティ委員会)・コンプライアンス(コンプライアンス委員会)・内部統制(内部統制委員会)等に関する事項について、当社が社会的責任を果たし、存続可能性を高めるための諸活動をこれらの検討委員会に随時行わせながら、代表取締役からの諮問に応じております。

内部監査部は社長直属として設けられ、専担者が監査役と連絡を取りながら、内部監査規程に従い監査計画に基づいて内部監査を実施しております。

監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。会計監査を実施した公認会計士は大庭 四志次氏、武井 雄次氏であり、継続監査年数は7年を超えておりません。

取締役の被選任候補者の指名にあたっては、広く優秀な経営者を求める観点から、代表取締役が起案して取締役会に諮っております。

固定報酬額は株主総会にて決議された総額の範囲内で、内規に従い、企業倫理の実践、企業行動基準の遵守又は長期的視点に立った組織運営などを勘案のうえ、代表取締役が決定しております。業績連動報酬額(従来賞与として利益処分の中で行っていたもの)は、業績指標から算式で求められる額を、株主総会に諮った後に支給しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成20年3月期の株主総会は、集中日を回避して6月19日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成20年3月期の株主総会においては、電磁的方法による議決権行使を採用いたしました。
その他	株主様との寛いだ意見交換を行うため、総会終了後に株主懇談会を開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間・期末決算発表後にアナリスト向けに説明会を実施しているほか、機関投資家向けにはスモールミーティングを随時行い、業績と経営方針についての理解を求めています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、株式情報等を掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部IR課 事務連絡責任者:経営企画部長 藤内 聖文	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーを尊重し、ステークホルダーとの間で価値創造を継続することを「企業理念」「企業行動基準」において明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	主要な事業所において環境ISO認証を取得しているほか、情報セキュリティの確保・安全衛生の確保といった活動を行う委員会をCSR・コミッティの傘下に設置し、ステークホルダー全般に対する利害調整に係る活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	方針は「適時開示体制概要書」に記載した通りであります。「内部者取引管理規程」において重要情報の管理と社外への公表について定めているほか、具体的な手順をIR担当部署のマニュアルに定めております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法及び会社法施行規則の定めに従い、平成18年5月16日の取締役会において、当社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備する旨を決定し、平成20年3月24日に一部改訂いたしました。当該内容は同日開示しております。

当該体制には、

- ・ITCNグループコンプライアンスプログラムを定め、法令や社会倫理規範を守って事業活動を推進すべき旨を従業員に徹底すること、またコンプライアンス体制の遵守についてコンプライアンス委員会によるモニタリングを実施すること
- ・取引リスク設定や情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定めて、リスク管理を適切に行うこと
- ・取締役の職務執行に係る重要情報が記載された文書を規程に基づき適切に保存し、管理すること、また取締役・監査役によるそれらへのアクセスが確保されること
- ・子会社についても主管部署が規程に基づき経営管理にあたるとともに、ITCNグループコンプライアンスプログラムの徹底に努めて業務の適正を確保すること

等の事項を含みます。

なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとしております。

さらに、財務報告の信頼性確保と業務効率の向上のため、内部統制制度規程を定め、内部統制委員会にて整備・運用を推進しております。

2. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

基本的な考え方につきましては、ITCN企業行動基準において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨を明記し、周知徹底のため全従業員に携行させると共に当社ホームページにて開示しております。

その整備状況につきましては、ITCNグループコンプライアンスプログラムにおいて、反社会的勢力に関する対応部署や対応方法、外部専門家への相談窓口等を定めております。また、定期的な講習会や講演会への参加及び所轄警察署や近隣企業と情報交換等、反社会的勢力の動向に関する情報に基づいて反社会的勢力による被害防止の対策、社員教育を行っています。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

